

# 公益社団法人富山県建築士会 トップページ広告掲載規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人富山県建築士会（以下「士会」という。）が管理するWEBページ（ホームページ）のトップページ（以下「士会トップページ」という。）への広告掲載を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類・規格等)

第2条 士会トップページにおける広告の種類及び広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の種類 : バナー広告
- (2) 広告の掲載位置 : 士会トップページの別途募集時に定める所定の位置
- (3) 掲載枠数 : 別途募集時に定める
- (4) 規格 : サイズ/ W200×H70 ピクセル  
保存形式/JPG、PNG  
データ容量/1枚あたり10KB以下  
表示枚数 : 静止画 1枚まで

(広告の掲載基準)

第3条 前条に規定するバナー広告は、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいい、広告の掲載基準は、バナー広告本体だけでなくリンク先のホームページの内容についても適用する。

士会の公益性及び品位を損なうおそれのないもので、一般利用者、士会会員、建築士業界及び関係者等に不利益を与えないものとし、次のいずれにも該当しないものとする。広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
  - (4) 政治活動又は宗教活動等に係るもの又はそのおそれのあるもの
  - (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
  - (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - (7) 個人の氏名広告
  - (8) 当該広告の内容を、国、地方公共団体その他公共の機関並びに士会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
  - (9) 一般利用者保護の観点から有害であるもの又はそのおそれがあるもの
  - (10) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
  - (11) 社会的批判を招くおそれのあるもの
  - (12) 広告の内容が明確でないもの
  - (13) 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
  - (14) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
  - (15) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
  - (16) 第三者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
  - (17) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと士会が認めるもの
- 2 広告は、次に掲げる表現に留意し、作成しなければならない。
- (1) 閲覧者の意思に反した動作をしたり、誤解を与えたりするおそれがないもの
  - (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがないもの
  - (3) 文字色と背景色のコントラストを十分にとり、また、背景に模様のある画像、写真等を使用する場合は文字の周りを縁取るなど文字を読みやすく配慮したもの
  - (4) 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮したもの

3 リンク先のホームページが次の各号のいずれかに該当するものは、広告を掲載しないものとする。

- (1) 他のホームページへのリンクを集合し、紹介するもの
- (2) 第12条第1項及び第2項に該当するもの

(広告の募集方法及び申し込み)

第4条 広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲載の募集は、広告枠を新たに設けたときから行うものとし、募集方法は、原則として士会ホームページに掲載することにより募集するものとする。
- (2) 士会トップページへの広告の掲載を希望する者は所定の申込用紙により士会に申し込むものとする。
- (3) 士会は、前項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第5条 士会は、前条の規定による申込みがあった場合は、「公益社団法人富山県建築士会ホームページバナー広告表現ガイドライン」に準拠していることを確認し、広告掲載を決定する。

2 士会は前項の規定により士会トップページへの広告の掲載（不掲載）を決定したときは、速やかに当該申込者に通知する。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠当たり年額30,000円（但し、賛助会員および士会会員が属する企業・事務所等15,000円 消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、士会が指定した日までに、士会の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

3 広告主は、一年間分の掲載料を一括して支払うものとする。ただし、全期間分の掲載料を一括して支払うことが困難な場合は、士会と協議のうえ、分割支払いすることができる。

(広告掲載料の返還)

- 第7条 士会は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、士会が士会ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。
- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- 3 士会は、第8条の規定により広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。
- 4 士会は、第9条の規定による広告掲載の取り下げ又は取り止めを受理した場合において、既に広告掲載料が支払済みのときは、広告主に返還しない。
- 5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取消)

- 第8条 士会は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取り消すものとする。
- (1) 広告媒体ごとに士会が指定する日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 広告媒体ごとに士会が指定する日までに別に定める規則による広告掲載料が納付されないとき。
- (3) 第3条の規定に反すると判断したとき。
- 2 士会は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載の取り下げまたは取り止め)

- 第9条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げまたは取り止めることができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、掲載開始希望日の3日前までに士会にその旨を通知しなければならない。
- 3 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り止めるときは、1か月前までに士会にその旨を通知しなければならない。
- 4 広告掲載の取り下げまたは取り止めに係る広告掲載料の取り扱いについては、第7条の4項に定めるものとする。

(広告主の責務)

- 第10条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を追うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をしてはならない。
- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告原稿の作成)

- 第11条 広告主は、原則として広告掲載開始日から起算して14日前までに、原稿を士会の指定する場所に提出するものとする。
- 2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 士会は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条、第3条、第12条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の表現)

- 第12条 広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。
- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) 入力できるように見えるもの
- (5) プルダウンメニュー
- (6) 閲覧者が士会ホームページのコンテンツの一部であるかのように誤解するおそれがあるもの
- (7) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (8) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (9) 実際には機能しないもの
- (10) その他広告の表現として適当でないと士会が認めるもの
- 2 広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めない。
- 3 前各項のほか士会トップページへの広告の表現に関して必要な事項はガイドラインに定める。

(広告原稿及び広告リンク先の変更)

- 第13条 広告主は、広告原稿及び広告のリンク先を変更する場合は、変更しようとする日から起算して、1月前までに変更案を士会に届け出るものとする。ただし、広告原稿及び広告リンク先の変更については、それぞれ1か月あたり1回を上限とする。
- 2 士会は前項の変更内容が第2条各号及び第3条1項及び2項に該当した時は、広告を変更することができる。

(広告掲載期間)

- 第14条 広告掲載期間満了日の1か月前までに広告主より第9条における申し出がない場合、1年間自動更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

- 第17条 この規則に定めのない事項について疑義が生じた場合は、士会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

- 第18条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、富山地方裁判所に提訴するものとする。

(規則の改廃)

- 第19条 この規程の設定及び改廃は、業務執行会議の決議による。

附則 1 この規則は令和7年2月1日から施行する。